

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3	府省庁名 <u>金融庁</u>
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
要望項目名	従業員持株会制度等を利用して取得した上場株式等の特定口座移管にかかる所要の措置	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>従業員持株会制度等を通じて取得した上場株式等を特定口座へ移管する場合、取得価額等の適切な管理を担保する観点から、原則として持株会等口座に係る事務を受託している金融商品取引業者等に開設された特定口座に限定して移管できることとされているが、特例として、一定の資本関係がある金融商品取引業者等（※）の特定口座への移管も認められている。</p> <p>※ 持株会等口座に係る事務を受託している金融商品取引業者等の発行済株式の50%以上を直接保有する親会社が発行済株式の50%以上を直接保有する金融商品取引業者等</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>従業員持株会制度等を利用して取得した上場株式等について、振替の方法により持株会等口座から直接移管を行うことが可能な特定口座の範囲を、当該持株会等口座が開設されている金融商品取引業者等と同一の金融グループに属する金融商品取引業者等に開設している特定口座に拡大すること。</p>	
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 租税特別措置法第37条の11の3 </div>	
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (—) (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>従業員持株会制度等を利用して取得した上場株式等の特定口座移管に関する利便性を向上することを通じて、投資環境の更なる整備を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>従業員持株会制度等を通じて取得した上場株式等を特定口座へ移管する場合、取得価額等の適切な管理を担保する観点から、原則として持株会等口座に係る事務を受託している金融商品取引業者等に開設された特定口座に限定して移管できることとされているが、特例として、一定の資本関係がある金融商品取引業者等（※）の特定口座への移管も認められている。</p> <p>近年、金融グループの組織再編等が行われているが、その際、資本関係等が変更となる場合には、実質的な管理体制に変更がなくとも、形式上、上記特例による移管が認められなくなるケースが生じるなど、利便性の低下が懸念される。</p> <p>※ 持株会等口座に係る事務を受託している金融商品取引業者等の発行済株式の50%以上を直接保有する親会社が発行済株式の50%以上を直接保有する金融商品取引業者等</p>	
本要望に対応する縮減案	なし	

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本政策Ⅱ 利用者の保護と利用者利便の向上 施策1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	従業員持株会制度等を利用して取得した上場株式等について、振替の方法により持株会等口座から直接移管を行うことが可能な特定口座の範囲を、当該持株会等口座が開設されている金融商品取引業者等と同一の金融グループに属する金融商品取引業者等に開設している特定口座に拡大すること。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	（「政策の達成目標」と同じ）
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	金融グループの組織再編等により、従来の資本関係が維持されなくなる事例においても、引き続き直接移管を行うことが可能となり、投資家の利便性向上につながる。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	要望の措置は、投資家の利便性向上に資するものであり、有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	要望の措置は、投資家の利便性向上に資するものであり、妥当である。

<p>これまでの 税負担 軽減 措置等 の適用 実績と 効果に 関連する 事項</p>	<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>	—
	<p>「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績</p>	—
	<p>税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）</p>	—
	<p>前回要望時の 達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>		—